

るいは工業に限らず福生の商工業についてはほとんど中小企業でございまして、同じような求人難が出てきておるわけでございます。中小企業振興対策の中でこの問題について考えていったらと思っております。市民が市内の事業所に勤務するということは非常に、現実の問題といたしまして大企業と中小企業との間に全般的に労務条件等に格差が出てきておるわけでございます。もちろん福生にあきましてもご承知のとおり非常に格差が出てきておりまして、求人難が生じているわけでございます。最近大型店が進出してきましてそれに対する大型店の労務条件等を調べたわけでございますが、非常に給与や労働時間等の面で格差が出てきておりまして、現実に大型店に対して企業商業と共営共存するための要望を商工会として行なっております。

その中でやはり大型店の労務条件が非常にいいということで、地元商業者にとめる従業員については絶対に引きぬきをしないうようにと要望を出している観点からみても明らかでございます。そういう問題は福生市だけでなく全国的な問題でございますが、

多摩地域におけるこれら中小企業にはたらく従業員の確保対策については、私どもで現在調べている段階では市で取りあげているところは田無市において中小企業従業員退職金等福祉共済条例というものを四十六年に制度化しております。内容につきましては退職金あるいはある一定の期間この共済制度に入りますと従業員が住宅をたてる場合は資金を貸すとかいうことが入っているわけで、田無市では約千二百名の従業員がはたらくしており、そのうちの大体千名程度が加盟しているという状況で、市内にあきましてもこの共済制度に入っている事業所、入っていない事業所と格差が生じまして、入っていない事業所から入っている事業所にうつるとかいう傾向が出てきているようでございます。又過去青梅市では市内のはたやが多くあったが、はたやさん等に地方から就職者が入ってくるということから激励会等を市と職安で二回ほど設けたということを知りております。

今後市の従業員の対策でございますが、現実問題といたしましては商工会が市内の中小企業にとめる従業員を対象に、

永年勤続表彰を十一月に行っているわけですが、ほかに従業員のリビング大会等を実施しております。市の行政でございますが、この中でもいろいろなリクリエーション活動あるいは市の施設、そういうものにつきましては市民と従業員との格差は全然なく、社会活動等が行なわれているという現況でございます。これからの課題でございますけれども、大企業にはたらく勤労者と中小企業にはたらく勤労者については、先ほど申しましたように宿命的な格差があるわけでございますが、この問題につきましましては中小企業者の直接の指導機関であるところの商工会を通じまして、中小企業者に対する経営指導面を充実して経営努力によりましてそこにはたらく従業員の労務条件を改善することによってこの問題を解決することが、将来的には必要ではないかと考えます。それから先ほどの祝金の問題あるいは従業員の確保問題についても今後商工会等と連係をとりまして十分前向きに検討させていただきたいと考えます。

以上答弁いたします。

○環境保全課長

(八木房雄君)

自席からお許しをいただきまして十八番議員さんのご質問に対しまして、緊急時における血液対策について市長の答弁に補足説明をいたします。

血液の確保でございますが、ご質問のとおり非常に重要な問題でございます。自分の血液を献血により十分確保しておく必要がございます。当市といたしましては日本赤十字社八王子の血液センターと協力いたしまして毎年献血運動をし、各種団体及び市民の皆様によりかけまして行なっているわけでございます。

本年もすでに五回献血をお願いしておりますが、今後の計画もございますのでなお一層の努力をしたいと思います。これらの献血によって得た血液は血液センターに確保されまして緊急時のために備えてあるわけでございます。

それから血液型の登録制度でございますが、やはり献血のときに台帳に記載するようになっておりまして現在二千四百名ぐらい登録されておりますが、今後日本血液センターと協力いたしまして各種団体ならびに市民の皆さまにP・Rいたしまして

登録できるように、又確保できるように努力したいと思っております。

以上雜ほくでございますが、答弁といたします。

○福祉事務所長（森田猛君） 自席からご答弁を申しあげます。

老人対策につきましても、われわれといたしましても一応福祉行政の最重点として考えなければならぬわけでございます。中里議員さんのご質問に對しましてまことに私ども同感でございます。寝たきり老人に對する医師の訪問制度でございますが、市長が答弁したように三鷹市で現在実施しております。私どもといたしましてもこの件につきまして関心をもちまして、福生の医師会の会長であります山田先生に申し入れをしたわけでございますが、先生といたしましてもこの対策に對して協力できないかと、こう申したところこれは一福生医師会の問題だけではなくて西多摩医師会との関連がありますので、そこに問題を提起したいと、それからなお近々のうちに三鷹の医師会とも会うことになっておりますので、いろいろな面を聞きまして、

福祉事務所に返事をするということになってあるわけでございます。そこで山田先生の話によりますと、三鷹市でそういう制度をはじめたので東京都の医師会でも悪いことではないので非常に困った問題だということを先生もおっしゃっていたわけでございます。こういう問題につきましても福生の医師会から連絡があるのではなからうかと、いい方向に向っていると私も信じております。なお現在それでは福生に寝たきり老人がどのくらいあるかと申しますと、現在福生には老人福祉手当条例というものがあるわけでございます。六十五才以上の寝たきり老人について四十八年度から月額五千円でございしますが、この制度で現在支給してありますが、この数につきましてもこれから上程されます補正予算にもお願いしてあるわけでございますが、これが決まりますと四十七名の方に支給できるわけでございます。この四十七名の関係について内容を調べますと一応民生委員さんにご協力をお願いいたしまして判定を行なっているわけですが、一応かかりつけの医者がいるかあるいは入院中は、その病院名

はという欄をみますと一応かかりつけの医師があるというものが全部でございます。生活保護家庭は全然ございません。これには所得制限、入院中でも支給できるようなったわけでございますが、医療費の問題についても国がやはり医療費の無料の関係、それから東京都でもその医療のゆくを広げまして本年七月から六十五才以上、一部所得制限がございますけれども、私どもで調べた範囲では全部老人医療証を所持してあるわけでございます。したがいまして健康保険で適用されます医療につきましてはこの老人医療証で<sup>在宅</sup>診療もできますし入院もできるということになっておりますので医療費につきましては一応保険で適用される分については無料であるということになっております。

ただし差額ベッドとか保険のきかないものは自己負担となっております。したがいましてご質問のように市が独自でそういう訪問ドクターが設けられれば非常に幸なことです。が、何にしろ今後行なわれる乳幼児の医療の問題、身障者の医療の問題等が山積してありまして、東京都の医師会といたしましては一応老

人につきましては社会に貢献した方であるので、現在老人医療につりては東京都医師会でも引き受けておりますが、これにつきましても東京都の方に医師会といたしましては非常に難問的な申し入れがあるということ聞いております。この問題を解決する

のが東京都といたしましては先決問題であるということ聞いておりますが、一応医師会の協力を得まして現在老人医療の無料化がはかられております。

現在福生におきましては寝たきりの六十五才以上が四十七名おります。私ども安心というが一応かかりつけの医師があるということできればこの先生方の協力が得られれば是非ともやりたいという考えをもちておりますので、山田先生等の回答をまっ

たいては課長等から詳細にわたり答弁をいただいたわけでござい

○十八番(中里元一君) 自席から再質問をさせていただきます。

たいては課長等から詳細にわたり答弁をいただいたわけでござい

まず教育問題ですが、うがい器と洗眼器の設置についてはご承知のように最近光化学スモッグというものが予想もしなかった地域が被害をこうむるという例が多々あるわけでございます。したがいましてプール、又教育長から各会弁があった何か所か一般の手洗いで応急的な措置ができるのではないかという各会弁がありましたが、なお一層考えていただきまして、できるならばいわゆる公害対策の一環として、いずれにいたしましても予算というものが計上されなければならないということで、その点は教育長等も検討していただき児童の健康を守るといふ観点からなるべく早急に実現するようお願いいたします。

それから生徒の災害賠償ですが、教育長から年間の賠償額又死亡した場合の補償額五十万円、又最近支払い額が四十七年度には小学校で三十四万円余り、中学校では件数が三十四件で三十三万円という金がかまわれているわけですが、今後中学校はクラブ活動が必須科目という形になりますと当然、ご承知のようにに中学生にもなりますと体もあとなのような体になるわけで

したがってスポーツも過激なスポーツがなされると、幸いにも死亡事故とか重症というようないがまだ出ておりませんが、やはりこれらに対しましてモクラブ活動が必須科目となりますと当然これらの賠償ということも考えていかなければならないと私は思います。これにはもちろん説明のあった日本学校安全会の方から支払われているということですが、他の市が全然やっていないと、しかしながらやはり児童生徒におきる事故に対して対策が必要ではないかと思えますので、一人当りの任意保険が一日から七日の保険期間が四千円ということが高いといわれますが、やはりクラブ活動に対して保険会社と年間契約なりして中学校のクラブ活動が行なわれれば検討していただきまして、なんとか生徒がのびのびとクラブ活動ができますような対策を考えていただきたいと、給食やけが等の被害の程度によって保険法でうたわれておりますけれども、実際保険というものはご承知のように契約時の支払われる金額というものは非常に思った額より出ないというのが保険の常

識になってゐるわけです。父兄がそれだけ医療費等がかつたということ。父兄が半分負担をしてあと半分はそのあと終つてから入つてくるという状態になっておりますけれども、それはそれとして大きな事故があつた場合に見舞金のような形で支払われているというのを合併でしたが、いずれにいたしましても任意保険というものは先進国をみましても保険制度というものはわが国は非常に低いと聞いておりますが、この点教育過程における生徒や父兄が安心できる対策を市として取り組んでいただきたいという父兄の強い要望でもありますので、なんとか一歩前進した形をとつていただきたいということを切に願ひするわけでございます。

次に商業振興対策についてですが、課長から説明がありました。その中で福生の小さい市に都立高校二校を誘致して立派な人材を福生から大学に、又社会に出ています。今の卒業生の傾向をみますと当然中央へ中央へという就職の傾向になつてきてゐるわけでございます。そうかといつて当市にはご承知のように大企業の進出や金融機関もこれからどんどん進出して



きており、西多摩郡の玄関口として高く評価してゐるのではないかと思ふわけですが、したがつて各商店は今まではそれほどながら代々営んできて、又今日の福生市の建設にどれだけ貢献した商店がいるかということですが、しかしながら時代の推移とはいへ、そういう現在まだ二％、三％程度売り上げも減収となつてゐると新聞報道されてあり、そういう沈滞ムードにある商店の方々は当然市の行政によつて、これはもちろん商工会というものがありますけれども、その会の運営によつてすべての運営はされておりますけれども、やはり市の中に経済課という課の窓口が設けられてゐるわけですから、ただ商工会との連絡で商工会からあがつてきた問題点だけでなくして市でもつて一つの就職難なり求職難の点を市の経済課なりで、アイデアをもつて市でもこのような前向きの方針でもつて、今福生に大企業の進出、又売り上げの減少しているときにこういう姿でもつて市の財政も少ない、しかし少ない中でも市内に在住する高校生・卒業生等から郷土の繁栄を願う姿勢を卒業生に対し、市が金額

の多少にかかわらず一つの線を出したときには、商店の方々に対してのくわい力強く感ずるものと思います。市から一千万円出した五千万円出したという金銭の問題ではない。

いずれにいたしましても少ない金額であっても市が前向きな姿勢をもって、又経済課がこのようなアイデアを示して、白さまに応援しているんだという姿をみせるべきではないかと思うわけでございます。この点前向きな姿勢で経済課というものが商工会と一体となって、ただ商工会に出された問題を検討するだけでなくして、市として新しいアイデアをもってそういう問題に対処していかなければならぬと、一口で時代の推移でしようがないんだということではなんう手を打たないということではそこに行政のひずみがあるのではないかと思うわけで、す。したがってその点もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。次に緊急時における輸血対策ですが、ただいま課長から答弁があったわけでございますけれども、ご承知のように現在輸血も血液センターから輸血されております。

そして現在二千六百名ぐらいの方々が福生市の中に献血されて登録されているということですが、具体的に言いますと、災害時ということが現在さけられておりますけれども、関東大震災のような大きな災害があつた場合はとんでもないような緊急時が発生するわけで、現在どのくらいの人数の血が間にあうと、私耳にした

わけでございますが、三、四人という交通事故により出血多量の患者がありました場合、それに要する血が間にあわないということ、いろいろ病院と連絡をとって血が余っているかどうか連絡して、余っていれば取りに行つて、そしてもつてくる時間が非常にかかるわけです。病院に血がなかった場合には当然日赤なりハ王子からもつてこなければならぬわけですが、ハ王子の日赤の車がなんであるかわかりませんが、いずれにいたしましても緊急時における血液が絶対数が足りないということとは当然だと思つたわけです。したがってこれはやはりなほ一層輸血の確保又災害時にあつても登録、いわゆる血液型の登録を全市民に呼びかけてやるべきだと思つておられますけれども、現在具体的に事故発生を

した場合の血の確保というものはどのくらい確保されるものなのか具体的に説明願いたいと思います。五千人なりあるいは市民の三分の一負傷者が出た場合どの程度の血が必要となるかというぐらいのメドはあると思いますので、その点もう一度具体的に数字をあげて説明願えれば幸いです。

最後の老人問題ですが、これも医師会との関係になると思いますので、この問題はむしろ難しい問題だと思います。しかしながら老人法にも示された線もございしますので、賢明な所長のこととございしますので、なお一層老人対策に力を注がれ、一日も早くホームヘルパーというものの実態が医師会とのパイプになればもっと絆が強いものになるのではなからうかと思っております。その点なお一層お力をお願ひいたしまして、二、三の点についてお尋ねする次第であります。

○経済課長(森田進君) ただいま具体的に経済課が担当として考えているのかどうかという質問でございますが、この問題については先ほど申しましたように、もちろん経済課としてにげるわけでは

ございませぬけれども、商業者の個人個人の指導機関は商工会でございますので、現実というものをよくふまえながらそういう点について商工会で事実として出していただきまして、そういうものを市の行政の中で措置していきたいと思っております。

○環境保全課長(八木房雄君) ハ王子の血液センターの調査でございますが、福生市の場合大体人口の四五％、本数にして大体千八百九十本、血液の量として三十七万八千ccぐらいありますとまず理想的だという話を聞いております。今後ご期待にそうよう確保していきたいと考えております。

○十八番(中里元一君) 最後に市長にお願いしておきたいと思っておりますけれども、本年三月定例会におきまして全議員によって健康都市宣言を議決しております。したがってただいまの四点中三点はこれら環境の大きな健康都市宣言としてなくてはならない問題として大きくふれておりますので、賢明な市長はじめ担当課長の今後のお力をお力をお願ひいたしまして、私の質問といたします。



○議長（石川信義君） 以上で一般質問を終ります。

○議長（石川信義君） これより二時まで休憩いたします。

午後一時五十二分 休憩

午後二時二分 開議

○議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。お手元にご配付のとおり市民より請願書及び陳情書の提出がありましたので本日の日程に追加いたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。よって請願書及び陳情書を追加日程とすることに決定をいたしました。

○議長（石川信義君） 日程第四議案第八十八号福生市組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（企画財政課長 高水 求君登壇）

○企画財政課長（高水 求君） ご指名がございましたので議案第八十八号についてご説明申しあげたいと思います。

本案は福生市の組織条例の一部を改正しようとするものでございますけれども、現在この提案理由にもございますとおり公共施設の整備事業に伴いまして従来はそれぞれ担当課で用地取得あるいは補償等の業務に携わってきたものでございますけれども、今後予想されますあらゆる公共事業の整備拡充に伴い、かつまたこれから議案としてお願いするわけでございますけれども、土地開発公社の設立とそれに伴う土地の先行取得を一元的にやるということで、能率的に、しかも専門化してやろうというところで組織条例の一部改正をいたしまして新たに用地課を設置しようとするものでございます。条例案はきわめて簡単なものでございますが、施行の期日につきましては私どもにござい願いたいと考えてある次第でございます。この第一条中に若干文

章的に疑義をはさむ議員さんもあると思うのでありますけれども、下水道課の次に用地課というものがくるわけでございますけれども、条例改正のスタイルとしてこのような方法で東京都の例にならうてさせていただいたようなわけでございます。いろいろ改正の方法はあろうかと思ひますけれども、私どもといたしましては上級官庁でございます東京都の例にならうて今後こういうスタイルでいくということでございますので、その点もあらうかじめご了承いただきまして慎重審議の上で決定くださるようお願いいたします。まして、はなはだ簡単でございますけれども提案理由の説明にかえさせていただきたいと思ひます。

○議長

(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○一番

(貫井喜代次君) 課長にご質問申しあげますけれども、先ほどの説明にもありましたが、この組織条例の一部改正でもって

新たに用地課というものを設けるというようなことも今申しされました。またこうした様式そのものが都の指導的な面も

あるということでございますけれども、私はこの条例案を受け取ってからすぐに何かおかしいと、いま説明があつたことをそのまゝ受け取つてしましてもおかしいと思うわけです。私が質問するのはここで改めるということを加えるということはどういうふうに考へてゐるのか。例規集の条文を見ましてもご承知のように縦書きで「第一条 地方自治法第百五十八条第七項の規定に基づき次の課を設置する。」ということで、企画財政課から次々と現在の下水道課までの課ができておりますけれども、ここで改正条例の第一条を見ると「下水道課」を「下水道課」に改める。――とある。そうしてみると第二条は「下水道課の項の次に、次の一項を加える。」ということで、用地課の関連が食い違つてゐる。

戦後の昭和三十年前後をはさんで法例・条例・規程等は担当者そのものが読んで納得するということではなく、どなたが読んで納得のできる条例・規程にしろということとで逐次改められてゐることは皆さんご承知のとおりと思ひます。ここでのいう「第一条中『下水道課』を『下水道課』に改める。」ということとは、下水道